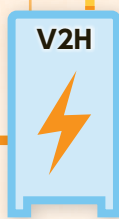


令和7年度

福島県

住宅用太陽光発電設備等 補助金



太陽光発電設備 (どちらか一方のみ)

住宅用太陽光発電設備補助

最大 **160,000円** 太陽電池モジュールの公称最大出力 ※1
1kWあたり40,000円
(4kW分まで)

※1 小数点2桁未満切り捨て

●FIT売電 ※3 / FIT以外の売電 / 全く売電をしない方が対象

申請期間 令和7年5/19(月)～令和8年3/13(金)
当日17時必着

自家消費型太陽光発電モデル事業

最大 **420,000円** 太陽電池モジュールの公称最大出力又は
パワーコンディショナの定格出力の低い値 ※2
1kWあたり70,000円
(6kW分まで)

※2 小数点以下切り捨て

- FIT売電 ※3 不可…FIT以外の売電 / 全く売電をしない方が対象
- 太陽光で発電した電力を30%以上、申請者が居住する住居にて使用すること

申請期間 令和7年5/19(月)～令和8年2/6(金)
当日17時必着

※3 FIT売電とは：固定価格買取制度に基づく、10年間の余剰売電のこと

住宅用蓄電設備補助 (どちらか一方のみ)

蓄電池

最大 **200,000円**
1kWhあたり40,000円(5kWh分まで)

電気自動車充給電設備 (V2H)

定額 **100,000円**

●FIT売電不可…卒FIT / FIT以外の売電 / 全く売電をしない方が対象

申請期間 令和7年5/19(月)～令和8年3/13(金) 当日17時必着

補助申請総額が予算額に達した場合、期間内であっても募集を締め切ります。【先着順】

お問い合わせ
申請先

一般社団法人 福島県再生可能エネルギー推進センター

〒960-8043 福島県福島市中町5-21 福島県消防会館3階 受付時間/9:00～12:00, 13:00～17:15 (土日祝日を除く)

TEL.024-526-0070 FAX.024-526-0072

詳しくはホームページをご覧ください ▶ <https://fukushima-pv-hojo.org>

福島県 太陽光補助 検索

※申請書等がダウンロードできます





補助対象者及び補助要件 ※詳しくは、要領に定めています。必ず要領をご確認ください。



住宅用太陽光発電設備

住宅用太陽光発電設備等導入支援補助金(最大160,000円)の主な要件

福島県内に所在する住居等に太陽光発電設備を設置した個人または法人で次の条件をすべて満たす方

- ①補助対象設備について、過去に福島県自家消費型住宅用太陽光発電設備モデル事業の交付を受けていないこと
- ②太陽光発電システムの接続契約締結日について、次のいずれかであること
 - a. 固定価格買取制度を含めた余剰売電の場合…受給開始日が令和6年4月1日から令和8年3月13日までの間であること
 - b. 自家消費(全く売電をしない)の場合…領収日が令和6年4月1日から令和8年3月13日までの間であること
- ③福島県が運営する「ふくしま太陽光J-クレジットクラブ」に入会すること
 ※ただし、クラブへの入会が不要となる例外あり

増設の場合

- ①パネルとパワーコンディショナを新しく設置していること
- ②既設分を含めてシステムが10kW未満であること

自家消費型住宅用太陽光発電設備モデル事業補助金(最大420,000円)の主な要件

福島県内に所在する住居に自家消費利用を主な目的として太陽光発電設備を設置した個人で次の条件をすべて満たす方

- ①固定価格買取制度(FIT制度)の認定を取得しないこと
- ②太陽光発電設備で発電した電気の内30%以上を住宅で消費すること
- ③月別の発電・売電実績を表示できる設備を導入すること
- ④財産処分制限期間の年数を経過するまでの間、J-クレジット制度への登録を行わないこと
- ⑤補助対象設備の所有者は交付申請者であり、交付申請者が居住する住宅において自家消費が行われていること
- ⑥補助対象設備設置に係る工事請負契約日又は補助対象設備が設置された住宅の購入契約を締結した日が令和7年5月19日以降であること
- ⑦国又は県から他に補助金、助成金に類する交付金を受けていないこと

※自家消費型補助金の場合は増設は対象外

主な共通要件

- ①太陽光発電モジュールの公称最大出力又はパワーコンディショナの定格出力のいずれかが10kW未満であること

- ②太陽光発電システムにより発電した電気が、住居で消費されていること
- ③太陽電池モジュール及びパワーコンディショナは未使用であること
- ④福島県税の未納がないこと
- ⑤過去に福島県住宅用太陽光発電設備等導入補助金(太陽光)の交付を受けていないシステムであること

※初期投資0円モデル及びリースによる設置は対象外

住宅用蓄電設備(蓄電池/V2H)

福島県内に所在する住居等に設置している太陽光発電設備に蓄電池/V2Hを併設した個人または法人で次の条件をすべて満たす方

※初期投資0円モデル及びリースによる設置は対象外

- ①補助対象設備期間内に国の補助事業の補助対象設備として、次の機関に登録されているものであること
 - 蓄電池：一般社団法人環境共創イニシアチブ(SII)
 - V2H：一般社団法人次世代自動車振興センター(NeV)
- ②太陽光発電モジュールの公称最大出力又はパワーコンディショナの定格出力のいずれかが10kW未満の太陽光発電システムを設置しており、固定価格買取制度に基づく余剰売電を行っていないこと
- ③蓄電池及びパワーコンディショナ/V2Hは未使用であること
- ④蓄電池/V2Hから供給される電力が、住居において消費されていること
- ⑤設置に係る領収書等に記載された領収日が、次のいずれかであること
 - a. 固定価格買取制度に基づく余剰電力買取期間満了の場合…令和6年4月1日から令和8年3月13日までの間であり、太陽光発電システムの余剰電力買取期間満了の日の6か月前以降であること
 - b. 固定価格買取制度を解約した場合…令和6年4月1日から令和8年3月13日までの間であり、太陽光発電システムの電力受給契約廃止の日の6か月前以降であること
 - c. 固定価格買取制度以外の余剰売電の場合…令和6年4月1日から令和8年3月13日までの間であること
 - d. 自家消費(全く売電をしない)の場合…令和6年4月1日から令和8年3月13日までの間であること
- ⑥福島県税の未納がないこと
- ⑦過去に福島県住宅用太陽光発電設備等導入補助金(蓄電池/V2H)の交付を受けていないシステムであること
- ⑧福島県が運営する「ふくしま太陽光J-クレジットクラブ」に入会すること
 ※ただし、クラブへの入会が不要となる例外あり
(V2Hシステムのみを申請する場合)など



補助金の併用について



FIT売電する場合

FIT以外の売電または全く売電をしない場合

住宅用太陽光補助金

最大 **160,000円**

併用不可

太陽光(以下のいずれか)

住宅用太陽光発電補助金

最大 **160,000円**

自家消費型
太陽光発電モデル事業

最大 **420,000円**

併用可

蓄電池設備(以下のいずれか)

蓄電池

最大 **200,000円**

V2H

定額 **100,000円**



申請から補助金交付までの流れ 設備を設置後(事後)に申請をしてください。

設備の施工契約⇒系統連系手続き⇒設備設置⇒設備稼働

※自家消費型太陽光発電モデル事業補助金(最大420,000円)の場合、月初から月末までの発電・売電データの計測が必要

交付申請(郵送)

交付決定
補助金交付

※申請受付から補助金の交付までにはおよそ2か月かかります。



提出方法

- 申請に当たっては、ホームページ <https://fukushima-pv-hojo.org/> から申請書等をダウンロードし、必要書類を添えて、郵送(簡易書留・特定記録・レターパック等、配達確認可能な方法)で提出すること
- 持ち込みによる書類受付・事前審査はいたしません
- 書類受領の有無に関するお問合せには対応いたしかねます。郵便の追跡サービスなどを利用して確認してください



「ふくしま太陽光J-クレジットクラブ」
について

●詳細はこちら
<https://www.pref.fukushima.lg.jp/site/ontai/f-jcredit-solar.html>

ふくしま太陽光J-クレジットクラブ

検索

